

飯田市技能勤労者褒賞要綱

(目的)

第1条 この要綱は、長く同一職業に従事する技能勤労者を褒賞する制度を定めることにより、技能の向上及び意欲の増進並びに社会的評価の高揚を図ることを目的とする。

(実行委員会)

第2条 この褒賞の運営を円滑に行うため、飯田市技能勤労者褒賞実行委員会（以下「実行委員会」という。）を設置する。

(1) 実行委員会の長（以下「実行委員長」という。）は、市長をもって充てる。

(2) 実行委員会は、経営者、技能職団体に属する者、勤労者及び飯田市職員をもって構成し、年度ごとに、実行委員長が委嘱する。

(3) 実行委員会に会計監事を置き、実行委員会の委員（以下「委員」という。）の互選によりこれを定める。

(4) 実行委員会に事務局を置き、飯田市産業振興課長及び労政係長がこれを務める。

2 実行委員長は、実行委員会を招集するとともに、実行委員会を代表して会務を総理する。

(褒賞の基準)

第3条 褒賞は、飯田市に居住し、又は市内の事業所に従事する技能勤労者であつて、年齢が概ね60歳以上で、当該職に専業として概ね35年以上従事し、指導的立場にあるもので、かつ、技術の向上、後継者の育成等業界の発展における功績が顕著であると認められるもの（以下「被褒賞者」という。）についてこれを行う。

(推薦の基準及び手続)

第4条 各種団体等の代表者は、実行委員会が指定する日までに、飯田市技能勤労者褒賞推薦書（様式第1号）を実行委員長に提出することにより、前条に規定する基準を満たす者（以下「被褒賞候補者」という。）を推薦するものとする。

(審査会)

第5条 被褒賞候補者を審査するため、飯田市技能勤労者褒賞審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会の構成員は、実行委員会の委員が兼ねる。

3 審査会に会長及び副会長を置き、それらは委員の互選によって定める。

4 会長は、審査会を招集するとともに審査会を代表して会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長が事故等により不在の時は、その職務を代理する。

(被褒賞者の決定)

第6条 実行委員会は、審査会の審査の結果を受け被褒賞者を決定する。

(褒賞の時期及び方法)

第7条 褒賞は、次に掲げるところにより行う。

(1) 褒賞は、毎年11月23日に行うものとする。

(2) 褒賞は、褒状及び記念品を贈呈しこれを行うものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、褒賞に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(附 則)

この要綱は、昭和56年1月25日から施行する。

(附 則)

この要綱は、昭和60年11月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成3年9月25日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成7年10月2日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成16年9月3日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成23年9月14日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成27年11月5日から施行する。

(附 則)

この要綱は、令和元年8月9日から施行する。